

(参考資料5)

トンネル掘削工事にかかる自然環境保全協定締結のための  
環境保全措置の検討経緯

<概要>

トンネル掘削工事にかかる協定の締結、その後の着工のためには、具体的に実施すべき環境保全措置を県の専門部会において明確にする必要があることを、県はJR東海に対し繰り返し説明してきた。

2019年12月の「生物多様性専門部会」に関する資料の提出以降、2回に分けてJR東海から県の意見に対する「再見解」が示され、県は速やかに意見を返している。2020年2月28日以降、JR東海から新たな資料提出はない。

2018年8月8日	県は、専門部会を設置し、JR東海と具体的な環境保全措置についての対話を進めようとしてきた。
2019年11月28日	県はJR東海とともに、大井川上流の沢を踏査し、影響を受けるおそれのある新蛇抜沢付近の環境影響措置が特に重要であり、検討の促進をJR東海に促した。
2019年12月13日	県中央新幹線環境保全連絡会議「地質構造・水資源部会」「生物多様性部会」合同会議を開催した。
2019年10～12月	JR東海から4回(10/18、11/11、12/23、12/24)に分けて提出のあった『引き続き対話を要する事項』に対する見解(その1)(その2)(その3)について、3日後(12/27)に意見を返した。
2020年1～3月	JR東海から2回(1/24、2/28)に分けて提出のあった「再見解(その1)(その2)(その3)」について、7日後(3/6)に意見を返した。
以降、県は、JR東海との間で事務局レベルでの書面を含めた意見交換を断続的に行っている。 2019年12月以降、生物多様性部会委員の求めに応じた資料は提出されていない。また、本年2月28日以降、JR東海から「生物多様性部会」関連の資料提出はない。	